

# 第21回

## 芽室町農業委員会総会議事録

令和 4年 3月29日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 4年 3月29日 (火) 15時30分～16時29分

●場所

芽室町役場 2階 会議室7・8

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
- 日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件
- 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書審査の件
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
- 日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積  
計画決定の件
- 日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買  
入協議要請の件

---

●出席委員

1番 島部 亨	2番 敬松 穰治	3番 小寺 典子	4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴	6番 早苗 裕典	7番 森田 文秀	8番 横溝 勲
9番 平林 浩哉	10番 谷口 栄治	11番 廣江 英幸	12番 後藤 和則
13番 西川 幹生	14番 相澤 研二	15番 浅井 隆久	16番 森本 敏彦
17番 浅野 博文			

---

●欠席委員

なし

---

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 竹川 恭史

---

●議事録署名委員

10番 谷口 栄治 11番 廣江 英幸

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に10番 谷口委員、11番 廣江委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

---

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番から3番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

---

●日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。谷口あっせん委員長よりあっせんの結果について報告をお願いします。

○10番（谷口委員） 10番 谷口。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。

3月22日にあっせん委員会を開催いたしました。あっせん委員に、島部委員、森田委員、廣江委員、相澤委員、そして私谷口。事務局から藤野局長、竹川係長が出席しています。

当日は、午後2時から役場庁舎2階会議室7で事前の協議会を開催し、地区委員の説明のあと現地調査を行いました。

その後、午後3時30分からあっせん委員会を開催いたしました。それではあっせんの結果について報告します。

番号1番、番号2番についてはあっせんが成立しました。番号3番については、売買の申し出があり受け手の調整をしましたが、受け手の資金調達などに時間を要することからあっせんを打ち切り不成立となりました。詳細は議案のとおりです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

---

●日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番についてですが、坂下委員本人に関する案件です。農業委員会に関する法律第31条の規定により坂下委員は、議事参与が制限されることとなります。坂下委員には議事終了まで退席をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

---

15時39分（休憩）

16時39分（再開）

---

○議長（島部会長） 休憩を解き会議を再開します。番号2について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

---

15時41分 (休憩)

15時41分 (再開)

---

○議長(島部会長) 休憩を解き会議を再開します。

○議長(島部会長) 次に関連がありますので、番号3番から6番について事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号3番から番号6番朗読】

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号3番から番号6番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。最初に番号3番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) ないものとの認め、番号3番については原案のとおり決定します。

○議長(島部会長) 次に番号4番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) ないものとの認め、番号4番については原案のとおり決定します。

○議長(島部会長) 次に番号5番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) ないものとの認め、番号5番については原案のとおり決定します。

○議長(島部会長) 次に番号6番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) ないものとの認め、番号6番については原案のとおり決定します。

○議長(島部会長) 次に番号7について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号7番朗読】

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号7番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号7番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) ないものとの認め、番号7番については原案のとおり決定します。

○議長(島部会長) 次に番号8について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号8番朗読】

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号8番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号8番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) ないものとの認め、番号8番については原案のとおり決定します。

○議長(島部会長) 次に番号9番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田)

【番号9番朗読】

○議長(島部会長) これより質疑を行います。番号9番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号9番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) ないものとの認め、番号9番については原案のとおり決定します。

以上で議案第1号を終わります。

---

## ●日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長(島部会長) 次に、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(土田) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番朗読】

○議長(島部会長) ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 平林委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○9番(平林委員) 9番平林。1番について説明します。場所は道道清水大樹線洪山交差点より南に約4.5km、洪山道路と洪山川の間にある土地です。昨年譲渡人の母親が譲受人に売買した土地の中にあるもともと道路用地であった土地で、以前の名義が譲渡人の夫であったものを譲渡人が相続により取得した農地で、昨年売却の事案と所有者が別であったものです。譲受人は畑総事業参加のため昨年農地を取得しましたが、今回名義が違う土地を取得し整理することとなりました。譲受人が既に取得した土地の中に十文字にある土地で、周囲への影響もないと思われま。

○議長(島部会長) これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 早苗委員より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○6番（早苗委員） 6番早苗。ただ今説明のあった農地ですが、譲渡人の自宅から南に約500メートルの場所です。今回の売買は全部で3筆あり、そのうち2筆は以前より譲受人が賃貸借で耕作していた農地です。残り一筆についてもつながっている農地であり、今回まとめて売買を希望したものです。周囲の農業者の理解も得られていることから問題のない案件と思われま

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号2番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番についてですが、坂下委員本人に関する案件です。農業委員会に関する法律第31条の規定により坂下委員は、議事参与が制限されることとなります。坂下委員には議事終了まで退席をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

---

15時56分（休憩）

16時56分（再開）

---

○議長（島部会長） 休憩を解き会議を再開します。番号3について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 森本委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○16番（森本委員） 16番森本。先日調査を行いました。この申請は、親から子への贈与の

申請であります。場所は、美生道路を10号から西に500メートルほどに譲渡人・譲受人の自宅がありますが、そこから北西約600メートル、中美生5線の9号から10号ある農地であります。譲渡人は現在84歳で譲受人が経営者であります。譲受人も後継者への経営移譲の時期が近づいてきたこともあり、今回、父親から贈与を受けることとなったとのこと。親から子への贈与であり問題のない案件と思われま。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号3番についてご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、番号順に採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

---

15時59分（休憩）

16時59分（再開）

---

○議長（島部会長） 休憩を解き会議を再開します。次に番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号4番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります道下委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（道下委員） 4番道下。今ほど説明のありました件について、昨年11月から現地調査を行っています。場所は、市街地から北に13キロメートルほど、平和地区にあります。

申請地は全て貸人の所有地で、昨年まで貸人が個人経営で営農しておりました。今回借人の法人にご夫婦で参画し、ご主人は共同経営者の1人として新たな農業経営を目指すこととのことです。事務局からもありましたが、新法人では、小麦や小豆などを中心に作付けするとともに、これまでの個人経営では、作付けのなかった作物についても計画しています。

農業機械や施設などについては、貸人から法人に当面は貸付けすることとのことです。これまで農業経営されてきた貸人ご夫妻が直接農作業に従事することとのことで、農業に関する知識、技術などについても問題ないと考えられます。

また、地域においても、これまで営農されてきた平野さんが参画することで、周囲の農地や農業者に影響を与える可能性は少ないと考えられることから、許可相当の案件であると考えられます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号4番について、ご意見・ご質問はありませんか。



んか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に関連がありますので、番号5番から番号7番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号5番から番号7番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○8番（横溝委員） 8番横溝。ただ今事務局から説明があった件ですが、先日現地調査を行いました。貸人は、ご主人もしくは、奥さんとの共有名義で、借人は本人が経営する法人となっています。事務局からもありましたが、今回は契約内容等の変更のための申請で問題のない案件と思われる。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号5番から番号7番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。まず番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号6番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号6番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号7番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号7番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、関連がありますので、番号8番、番号9番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号8番から番号9番朗読】

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 横溝委員から現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○8番（横溝委員） 8番横溝。番号8番、9番についても、先ほどと同様、契約内容を見直すための改めての申請です。特に問題のない案件と思われる。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号8番、番号9番についてご意見・ご質問は

ありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 続いて、番号順に採決を行います。まず番号8番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号8番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に番号9番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号9番について、原案のとおり決定いたします。

以上で議案第2号を終わります。

---

### ●日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。それでは 整理番号66番、67番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号66番から67番朗読】

○議長（島部会長） それでは 整理番号66番から整理番号67番について一括して質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて番号順に採決を行います。まず整理番号66番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号66番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号67番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議のないものと認め、整理番号67番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に整理番号68番についてですが、坂下委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により「議事参与が制限」されることとなります。坂下委員には議事終了まで退席願います。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

---

16時21分 (休憩)

16時21分 (再開)

---

○議長(島部会長) それでは休憩を解き会議を再開します。

○議長(島部会長) では、整理番号68番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(竹川)

【整理番号68番朗読】

○議長(島部会長) それでは整理番号68番について質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて採決を行います。整理番号68番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議のないものと認め、整理番号68番について、原案のとおり決定いたします。

○議長(島部会長) ここで暫時休憩といたします。

---

16時23分 (休憩)

16時24分 (再開)

---

○議長(島部会長) それでは休憩を解き会議を再開します。

○議長(島部会長) では、整理番号69番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局(竹川)

【整理番号69番朗読】

○議長(島部会長) それでは整理番号69番について質疑を行います。ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長(島部会長) 続いて番号順に採決を行います。まず整理番号69番について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長(島部会長) 異議のないものと認め、整理番号69番について、原案のとおり決定いたします。

以上で、議案第3号を終わります。

---

**●日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件**

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件を議題とします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（竹川） 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農用地買入協議要請の件。 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定に基づき、次の農用地について、公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と認められるので、芽室町に対し買入協議を要請するものとする。

**【番号1番朗読】**

○議長（島部会長） 番号1番につきましては、先の報告第2号で報告のありました、あっせんが不成立となった案件であります。谷口あっせん委員長より、説明をお願いします。

○10番（谷口委員） 10番谷口。ただいま事務局より説明がありました件ですが、3月22日にあっせん委員会で買い手の調整を行いました。報告第2号のとおりあっせんを打ち切り、あっせん不成立で終わっています。あっせん委員で協議した結果、これらの件については受け手が資金調達等の理由により速やかに買入れる事が出来ないため、農地保有合理化事業により公益財団法人北海道農業公社による買入が必要と判断した案件でございます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ご意見・ご質問はありませんか。

**【なし・・・との声】**

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

**【異議なし・・・との声】**

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。以上で議案第4号を終わります。

---

○議長（島部会長） 本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

**【なし・・・との声】**

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第21回総会を閉会いたします。

---

（16時29分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 4年 3月29日

議 長 (農業委員会会長)

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員